

市第 132 号議案

横浜市立学校条例の一部改正

横浜市立学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市立学校条例の一部を改正する条例

横浜市立学校条例（昭和39年 3 月横浜市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中

| | |
|--------------------------|-------|
| 横浜市立日限山小学校 | を |
| 横浜市立ひざり舞岡小学校 | に、 |
| 横浜市立南戸塚小学校 横浜市立南舞岡小学校 | を |
| 横浜市立南戸塚小学校 | に改める。 |

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜市立日限山小学校及び横浜市立南舞岡小学校を新たに設置する横浜市立ひざり舞岡小学校に統合するため、横浜市立学校条例の

一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市立学校条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）
（~~下段~~ 現 行）

別表（第3条）

1 小学校

| 名 称 | 位 置 |
|----------------------------|--------|
| (省 略) | (省 略) |
| (省 略) | 横浜市港南区 |
| 横浜市立ひざり舞岡小学校 横浜市立日限山小学校 | |
| (省 略) | |
| (省 略) | (省 略) |
| (省 略) | 横浜市戸塚区 |
| 横浜市立南戸塚小学校 | |
| 横浜市立南舞岡小学校 | |
| (省 略) | |
| (省 略) | (省 略) |